



# 浦添市特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内 〔表面〕

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）に支給されます。  
身体障害者手帳・療育手帳がなくても申請できます。

ただし、次に該当する場合は支給されません。

- ・障がい者（児）本人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定の額を超えたとき
- ・施設に入所したとき ※施設の種類によっては支給可能な場合もあります。
- ・病院に長期入院したとき（特別障害者手当のみ）
- ・障がいを支給事由とするほかの公的年金を受けているとき（障害児福祉手当のみ）

## 1. 手続きに必要なもの

- ① 預金通帳（障害者（児）本人名義）
- ② 印鑑（認印可）
- ③ 保険証
- ④ 身体障害者手帳または療育手帳（所持者のみ）
- ⑤ 障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当等の受給額が確認できる書類
- ⑥ 診断書（様式は障がい福祉課窓口にあります）
- ⑦ 個人番号カードまたは通知カード

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

## 2. 支給額 ※令和8年4月現在

特別障害者手当（20歳以上） 30,450円／月額

障害児福祉手当（20歳未満） 16,560円／月額

※認定されると、申請月の翌月分から手当が支給されます。

## 3. 支給方法

次の支給日に受給者名義の金融機関口座に振り込みます。

（振り込みの通知は行っておりませんので通帳記帳にてご確認ください。）

（振り込みが確認できない場合、振り込みデータの処理にお時間を頂いていることが考えられます。大変恐縮ですが、時間の間隔を空けて改めてご確認ください。）

支給日	対象月	支給日	対象月
5月10日	2月・3月・4月分	11月10日	8月・9月・10月分
8月10日	5月・6月・7月分	2月10日	11月・12月・1月分

※支給日が休日・祝日にあたる場合は、支給日の前日

認定後の手続き や 障害認定基準 については裏面をご覧ください➡

申請先・お問い合わせ

浦添市役所 障がい福祉課（3階） 障がい福祉係 手当担当  
☎098-876-1709（直通） FAX:098-878-8575

### 3. 特別障害者手当・障害児福祉手当が認定されたら・・・

〔裏面〕

- 毎年8月12日から9月11日までの間に、現況調査票と所得状況届の提出が必要です。受給者とその配偶者及び扶養義務者の所得を調査し、支給を継続できるか確認します。現況調査票と所得状況届の提出がない場合は、8月分以降の手当の支給が停止されます。
- 受給者の状況が変わったときは必ず届け出てください。
  - ① 施設に入所したとき（老人ホーム、障害者支援施設、障害児入所施設、救護施設等）
  - ② ≪特別障害者手当受給者のみ≫病院・診療所に3か月以上継続して入院するに至ったとき
  - ③ ≪障害児福祉手当受給者のみ≫20歳に到達したとき
  - ④ 転出・死亡したとき
  - ⑤ 氏名・住所・口座等が変わったとき
  - ⑥ 有期認定のため診断書の提出を求められたとき

### 4. 障害の程度

特別障害者手当（次の1～7の障がいがあるか、それと同程度以上の状態である方が対象です）

1	両眼の視力が0.03以下、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの、または両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害があるもの
4	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの、または両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害児福祉手当（次の1～10の障がいがあるか、それと同程度以上の状態である方が対象です）

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいがあるもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの